

2016年12月7日 於:福山市医師会館

平成28年度 新型インフルエンザ等実地研修
(福山・府中二次保健医療圏)

「新型インフルエンザ等に係る医療体制等について」

広島大学病院検査部 准教授・部長

広島県感染症・疾病管理センター 感染症専門員

横崎 典哉

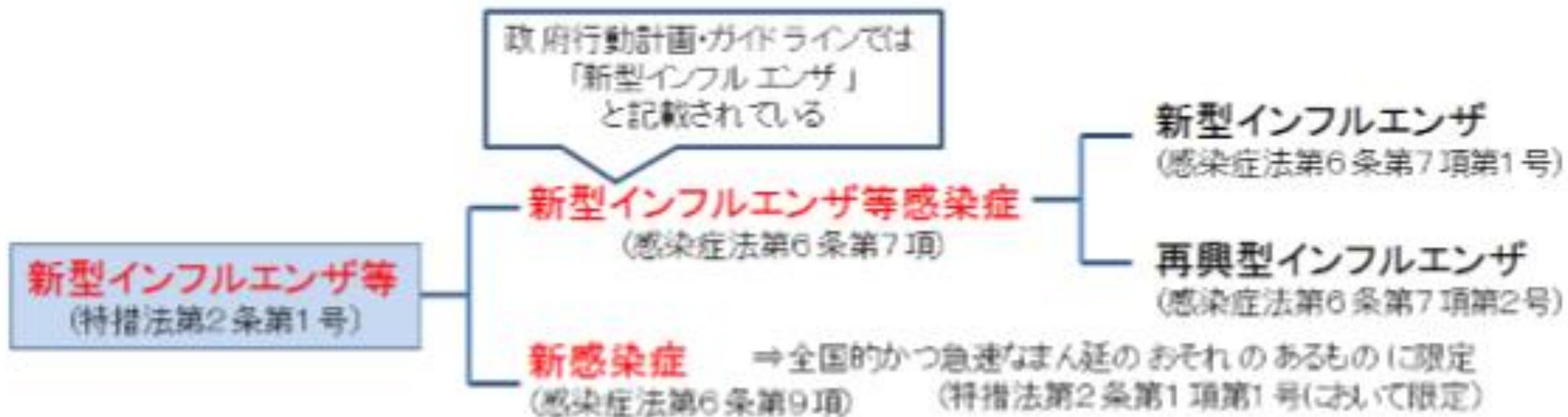
新型インフルエンザ等対策特別措置法

平成25年(2013年)4月1日施行

第六条 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「**政府行動計画**」という。)を定める。

- 一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 二 **政府行動計画**においては、国が実施する次に掲げる措置に関する事項を定める。
 - イ 情報収集
 - ロ 情報の適切な方法による提供
 - ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における対策の総合的な推進
 - ニ 検疫、特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ホ **医療の提供体制の確保のための総合調整**
 - ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

法的な強制力



平成25年 政府行動計画・ガイドラインを踏まえた
「医療機関における新型インフルエンザ等対策
立案のための手引き」
(平成25年9月 暫定1.1版)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

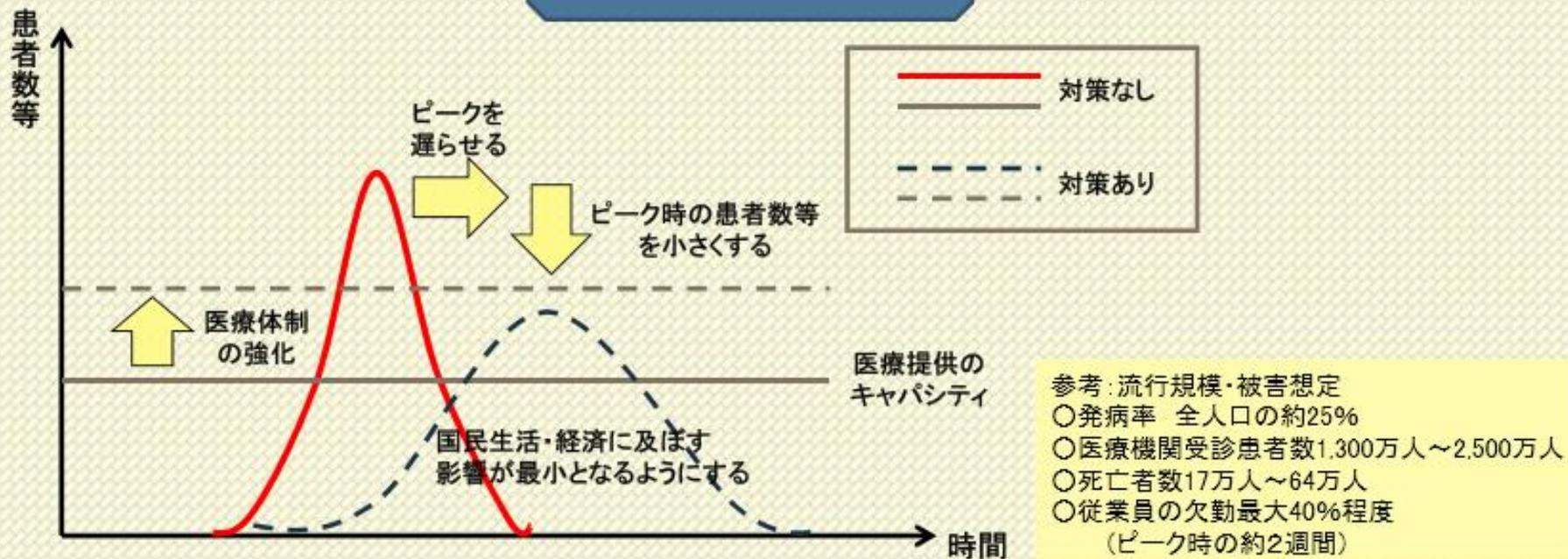
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
医 療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来における医療提供の継続 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 	<ul style="list-style-type: none"> ファクシミリによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

未発生期（事前の準備）

- ・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等）
- ・訓練の実施
- ・感染症や公衆衛生に関する情報提供
- ・ワクチンの研究開発
- ・ワクチンの備蓄
- ・ワクチンの接種体制の整備
- ・抗インフル薬の備蓄
- ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。○ 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進○ 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）
海外発生期・地域発生早期	<ul style="list-style-type: none">○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置○ PCR等による検査体制の整備及び運営○ 感染症指定医療機関等への入院措置の実施
地域感染期	<ul style="list-style-type: none">○ 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）○ 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）○ 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等○ 電話再診患者のファクシミリ等による処方
小康期	<ul style="list-style-type: none">○ 対策を段階的に縮小○ 対策の評価及び第二波に対する対策

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

V. 医療体制に関するガイドライン

第1章 はじめに

第2章 未発生期から進める医療体制の整備について

- 1. 地域レベルの体制整備
- 2. 医療機関等における体制整備
- 3. 検査体制の整備

第3章 発生期における医療体制の維持・確保について

- 1. 海外発生期から地域発生早期における医療体制
- 2. 地域感染期における医療体制
- 小康期以降の医療体制

第4章 患者搬送および移送について

第2章 未発生期から進める医療体制の整備について

1. 地域レベルの体制整備（その1）

- ① 国は、医療体制の確保について日本医師会等の関係機関と連携し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。

国と広島県

- ② 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備に努め、その状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。

広島県

- ③ 都道府県と保健所を設置する市及び特別区は、医療体制の整備に関する協議を行い、その役割分担について調整することが求められる。

広島県と各市町村

第2章 未発生期から進める医療体制の整備について

1. 地域レベルの体制整備（その2）

- ④ 都道府県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関である医療機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

この後開催予定の新型インフルエンザ対策会議？

- ⑤ 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地方公共団体を通じた連携だけでなく、日本医師会・地域医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

第2章 未発生期から進める医療体制の整備について

2. 医療機関等における体制整備

- (1) 診療継続計画(BCP)の作成
- (2) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの整備
- (3) 入院病床の確保
- (4) 院内感染対策
- (5) 地域感染期における診療体制の構築
- (6) 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則行わない医療機関における体制整備
- (7) 医療機関の収容能力を超えた場合の準備
- (8) 医療関係者に対する要請等について
- (9) その他

帰国者・接触者外来は概ね人口10万人に1カ所程度設置することが望ましいと言われる。

第2章 未発生期から進める医療体制の整備について

3. 検査体制の整備

厚生労働省は、都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。

平成25年度 厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業
「新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるワクチンの効率的な接種体制のあり方の検討」
分担研究「新型インフルエンザ等に対する医療機関におけるBCP策定の手引きの検討」

平成25年 政府行動計画・ガイドラインを踏まえた
「医療機関における新型インフルエンザ等対策
立案のための手引き」
(平成25年9月 暫定1.1版)

分担研究者：田辺正樹 三重大学病院医療安全・感染管理部副部長

研究協力者：岡部信彦 川崎市健康安全研究所所長

研究協力者：川名明彦 防衛医科大学校内科学2（感染症・呼吸器）教授

研究協力者：大曲貴夫 国立国際医療研究センター国際感染症センター長

ポイント6 「海外発生期から地域発生早期」における医療体制

- 「海外発生期から地域発生早期」までは、「帰国者・接触者外来」における外来診療と「感染症指定医療機関等」における入院診療が原則となる。

ポイント7 「地域感染期」における医療体制

- 「地域感染期」においては、原則として一般の医療機関において、新型インフルエンザ等の診療を行う。

ポイント8 患者数が大幅に増加した場合の医療体制について

- 未発生期から、地域における医療連携体制の構築、各医療機関における診療継続計画の作成をしておく。
- 事前の計画に基づき最大限の対応を行った上でも、医療施設が不足する場合は、臨時の医療施設等による医療の提供を行う。
- 新型インフルエンザ等以外の医療体制の維持も重要である。

ご静聴、ありがとうございました。